

Q1. 利用環境について

- Q1-1. Web年末調整申告サービスの推奨環境について教えてください 1

Q2. ログインやパスワードについて

- Q2-1. ログインID、パスワードには何を入力すればよいですか 2
- Q2-2. パスワードに使うことのできる半角記号をすべて教えてください 2
- Q2-3. ログイン用のパスワードを忘れてしまいました 2
- Q2-4. ログインしようとすると、「ログインIDがロックされています。」と表示されます 3

Q3. Web年末調整申告サービスの操作・入力について

- Q3-1. ブラウザの[戻る]ボタンや[更新]ボタンを押すとエラーになりました 3
- Q3-2. 途中の画面まで入力を進めたが、操作を中断したい 3
- Q3-3. 入力が終わったので「内容確定」したが、修正したい項目があります 4
- Q3-4. [次へ]や[登録]ボタンを押すとログアウトしてしまいます 5
- Q3-5. 一時保存したい 5
- Q3-6. 保険の会社名・種類をどう入力するかわかりません 5
- Q3-7. 当年に離婚・死亡した家族がいる場合の入力方法がわかりません 6

Q4. 証明書貼付台紙(PDFファイル)について

- Q4-1. ダウンロードしたPDFファイルは、どのように印刷すればよいですか 7
- Q4-2. PDFファイルをパソコンでは見られますが、印刷すると文字が消えてしまいます 8
- Q4-3. FirefoxでPDFファイルを開いて印刷しようとするとエラーが表示されてしまいます 9
- Q4-4. PDFファイルを開こうとするとパスワードの入力欄が出てきてしまい、開けません 10

Q5. 用語について

- Q5-1. 年末調整とは？ 12
- Q5-2. 戸籍上の配偶者とは？ 12
- Q5-3. 収入と所得の違いは？ 12
- Q5-4. 配偶者控除とは？ 13
- Q5-5. 配偶者特別控除とは？ 13
- Q5-6. 保険料控除とは？ 13
- Q5-7. 社会保険とは？ 14
- Q5-8. 住宅借入金等特別控除とは？ 14

Q1. 利用環境について

Q1-1. Web年末調整申告サービスの推奨環境について教えてください

A Web年末調整申告サービスを快適にご利用いただくために、以下の環境でのご利用を推奨いたします。

【パソコン利用時】

OS	Windows 10、11, Mac OS Sequoia 15
ブラウザ	Windows : Microsoft Edge(Chromium ベース) ※Internet Explorer モードは対象外 Mozilla Firefox ESR版, Google Chrome Mac OS : Safari, Mozilla Firefox ESR版, Google Chrome
その他	Adobe Acrobat Reader DC Microsoft Excel A4用紙が印刷可能なプリンタ

【スマートフォン利用時】

OS	iOS 18, Android 13 ~ 14
ブラウザ	iOS : Safari Android : 標準ブラウザ(初期搭載されているブラウザ), Google Chrome 画面幅 (解像度) : 360px以上を推奨
その他	iOS : Adobe Reader for iOS Android : Adobe Reader for Android

- ※ ダウンロードしたPDFファイルは、Adobe ReaderまたはAdobe Acrobat Readerで開いてください。
他のソフトウェアで閲覧すると正しく表示されない場合があります。
- ※ JavaScript、CSSをブラウザの設定で無効にしていると、動作や表示が正常に行えない場合があります。
- ※ ブラウザの表示倍率および文字のサイズは標準の設定でご利用ください。
拡大または縮小すると、正しく表示されない場合があります。
- ※ ブラウザの[戻る]ボタンや[更新]ボタンはご利用できません。
- ※ ダウンロードしたPDFファイルをA4用紙に印刷する必要がありますので、プリンターをご用意ください。
- ※ ご利用の端末等により、動作や表示に一部制約が発生する場合があります。

Q2. ログインやパスワードについて

Q2-1. ログインID、パスワードには何を入力すればよいですか

- A ログインIDにはあなたの社員番号を入力してください。
- ご利用開始の時期になると、初回ログイン用のパスワードをメールでご連絡いたします。
- メールが届いていない場合は年末調整担当者までお問い合わせください。

Q2-2. パスワードに使うことのできる半角記号をすべて教えてください

- A ログインパスワードに使用できる半角記号は以下の通りです。
- ! ? , . _ + - = * / ' " ; : ` ^ ~ ¥ | # \$ % & @ () < > [] { } 半角スペース

PDFのパスワードに使用できる半角記号は以下の通りです。

! ? , . _ + - = * / ' " ; : ` ^ ~ ¥ | # \$ % & @ () < > [] { }

※ ログインパスワードに使用できる半角記号から、半角プラスと半角スペースを除いた全ての記号です。

Q2-3. ログイン用のパスワードを忘れてしまいました

- A 以下の手順でパスワードを再発行してください。

- ① Web年末調整申告サービスのログイン画面を表示し、[パスワードを忘れた方は]をクリックしてください。

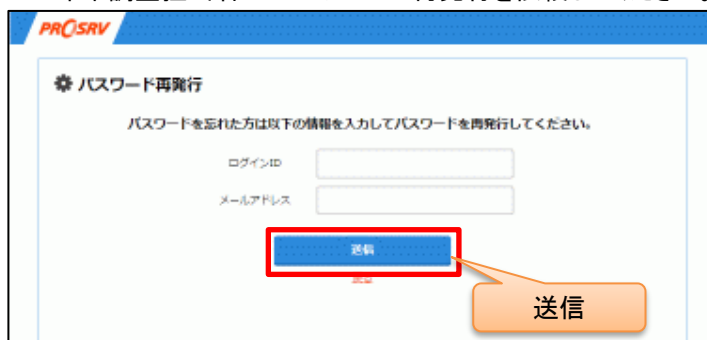


- ② パスワード再発行画面が表示されます。

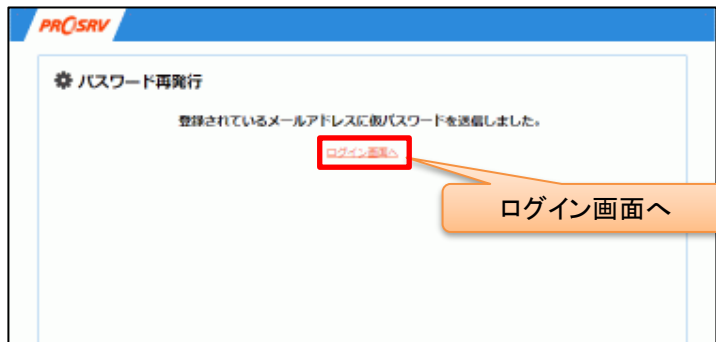
あなたのログインIDとメールアドレスを入力し、[送信]ボタンをクリックします。

※ 画面に「メール機能を使用できない設定となっています。」と表示されている場合は、この画面でのパスワード再発行機能が無効となっています。

年末調整担当者にパスワードの再発行を依頼してください。



- ③ 手順②で入力したログインIDとメールアドレスの組み合わせが正しければ画面に「登録されているメールアドレスに仮パスワードを送信しました。」と表示されます。数分で新しいパスワードがあなたのメールアドレス宛に届きます。
- [ログイン画面へ]リンクを押してログイン画面へ戻り、新しいパスワードを使用してログインしてください。ログイン後にパスワードの変更を求められますので、あなただけが分かるパスワードに変更してください。



- ※ 再発行するたびに新しいパスワードが発行されます。最新のパスワード以外は使用できませんので、パスワードを2回以上再発行した場合はより新しく発行された方のパスワードを使用してください。

Q2-4. ログインしようすると、「ログインIDがロックされています。」と表示されます

- A 連続で何度もログインに失敗すると、ログインIDがロックされてしまいます。パスワードを再発行するとロックが解除されます。パスワードの再発行方法は「Q2-3.ログイン用のパスワードを忘れてしまいました。」を参照ください。

「Q2-3.ログイン用のパスワードを忘れてしまいました。」の方法でパスワードの再発行できない場合は、年末調整担当者にご連絡ください。

Q3. Web年末調整申告サービスの操作・入力について

Q3-1. ブラウザの[戻る]ボタンや[更新]ボタンを押すとエラーになりました

- A Web年末調整申告サービスでは、ブラウザの[戻る]ボタン、[進む]ボタン、[更新]ボタンでの操作はできません。Webページ内のボタンで操作してください。

Q3-2. 途中の画面まで入力を進めたが、操作を中断したい

- A 各画面での入力後、画面内の[次へ]ボタンや[更新]ボタンを押して次の画面へと移動した際に前の画面で入力した内容はすべて保存されています。操作を中断したい場合は、[ログアウト]を押してログアウトし、操作を終了してください。

次にログインした際に、[申告書情報入力]ボタンを押し、画面上部に表示されている各画面の名称のボタンを押すことで、任意の画面から入力を再開することができます。

Q3-3. 入力が終わったので「内容確定」したが、修正したい項目があります

A 以下の手順に沿って、確定解除してください。確定解除すると、入力内容を変更することができます。

- ① Web年末調整申告サービスにログインし、左メニューの[申告書情報確認]ボタンをクリックします。



- ② 「内容確定画面」が表示されます。画面を一番下までスクロールします。



- ③ 一番下までスクロールすると[確定解除]ボタンが表示されます。

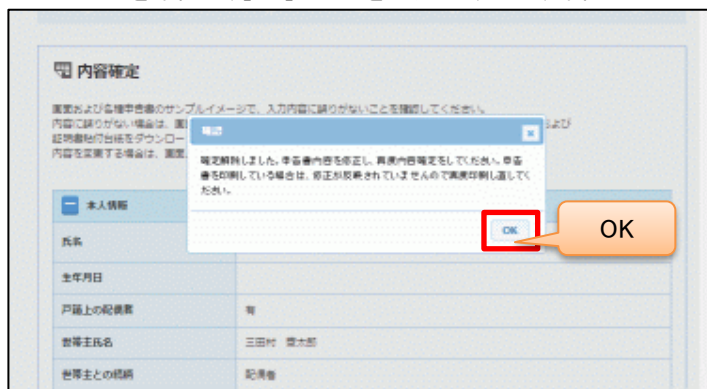
[確定解除]ボタンをクリックすると、解除の確認ダイアログが開きます。

解除してよい場合は、[はい]をクリックします。[いいえ]を押すと解除をキャンセルできます。



- ④ 確定解除が完了すると、解除後の確認ダイアログが表示されます。

メッセージを確認し、[OK]ボタンをクリックすると、確認ダイアログが閉じます。



⑤ 以上で確定解除は完了です。

確定解除後は、画面上部の吹き出し型のボタンをクリックすることで

任意の画面に移動することができますので、各画面で必要に応じて変更・修正してください。

変更が完了したら、内容確定画面を再度表示し、内容確定を行ってください。

変更を行った場合は、内容確定後に必ず証明書貼付台紙をダウンロードし直し、

変更後の内容の証明書貼付台紙を提出してください。



Q3-4. [次へ]や[登録]ボタンを押すとログアウトしてしまいます

A 以下ご確認ください。

2つ以上のログインIDで同時にログインしていませんか。

Web年末調整申告サービスでは、1つのパソコンから複数の接続は行えません。

1つずつログインしてご利用ください。

Q3-5. 一時保存したい

A [次へ][更新]ボタン押下時に画面にて入力された内容は保存しています。

最後まで入力(内容確定していない)しなくても、データは保存されていますので

入力途中でログアウトしても、次回ログイン時には前回入力した内容から続けて入力できます。

Q3-6. 保険の会社名・種類をどう入力するかわかりません

A 保険会社等が発行した書類に記載されている会社名・種類をそのまま入力してください。

ただし、入力できる文字数には制限がありますので、この制限を超える場合は、どの証明書類の保険なのかがわかるように略して入力していただければ正式名称でなくても問題ありません。

	生命保険	地震保険	社会保険
保険会社等の名称	20文字	20文字	—
保険等の種類	12文字	20文字	—
保険料支払先名称	—	—	16文字

Q3-7. 当年に離婚・死亡した家族がいる場合の入力方法がわかりません**A** 当年に離婚・死亡した家族がいる場合には下記のように入力してください。

● 離婚

入力画面	項目名	配偶者
本人情報入力	戸籍上の配偶者	無
家族入力	配偶者	非該当
	離婚年月日	離婚した年月日
	扶養(当年)	対象外
	扶養(翌年)	対象外

● 死亡

入力画面	項目名	配偶者	配偶者以外の家族
本人情報入力	戸籍上の配偶者	有	-
家族入力	配偶者	該当	非該当
	死亡年月日	死亡した年月日	
	扶養(当年)	年間所得見積額により判断してください。	
	扶養(翌年)	対象外	

Q4. 証明書貼付台紙(PDFファイル)について

Q4-1. ダウンロードしたPDFファイルは、どのように印刷すればよいですか

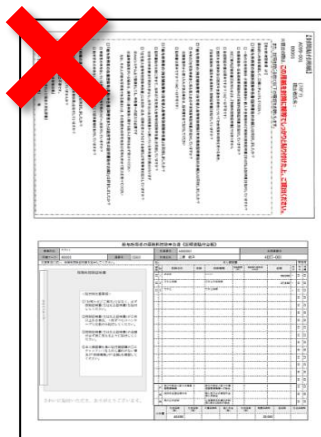
A PDFファイルでダウンロードいただいた証明書貼付台紙を印刷する際は、

拡大・縮小などをせず、A4用紙に証明書貼付台紙を1枚ずつ片面印刷してください。

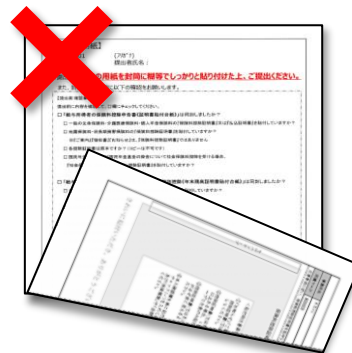
良い例



悪い例



1枚のA4用紙に2枚以上の台紙を
割り付け印刷しないでください。



両面に印刷しないでください。

Q4-2. PDFファイルをパソコンでは見られますが、印刷すると文字が消えてしまいます

A パソコンの画面では正常に表示されているPDFファイルでも、印刷すると文字化けしたり、一部の文字が印刷されないことがあります。この現象はプリンタードライバーなどの問題により起きることがあります。

以下の手順で「画像として印刷」することで、この問題を回避できることがあります。

- ① Adobe Reader/Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開きます。
- ② ファイルメニューから[印刷](Windowsの場合)／[プリント](Macの場合)を選択します。



- ③ 印刷ダイアログが開きますので、[詳細設定]ボタンをクリックします。

お使いのAdobe Reader/Adobe Acrobat Readerのバージョンにより、
[詳細設定]ボタンの位置が異なる場合があります。

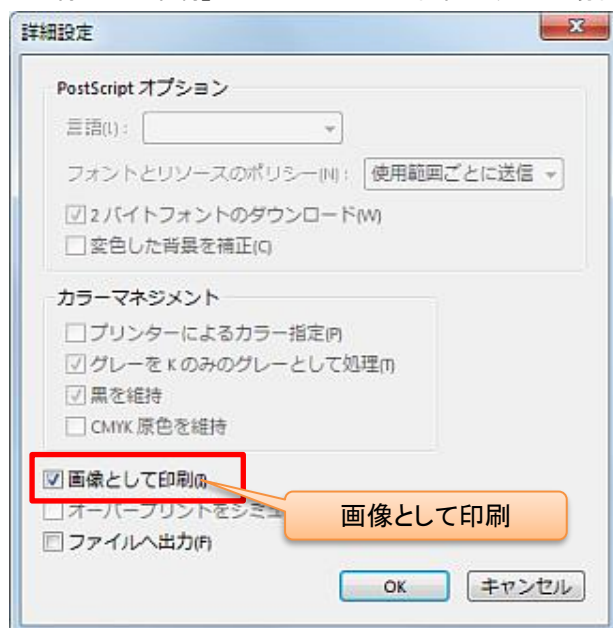


④ [詳細設定]ダイアログが開きます。

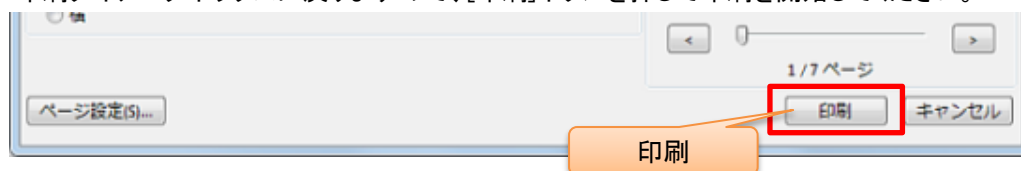
「画像として印刷」にチェックを付け、[OK]ボタンを押してダイアログを閉じます。

お使いのAdobe Reader/Adobe Acrobat Readerのバージョンにより、

「画像として印刷」チェックボックスの位置が異なる場合があります。



⑤ 印刷ダイアログボックスに戻りますので、[印刷]ボタンを押して印刷を開始してください。



Q4-3. FirefoxでPDFファイルを開いて印刷しようするとエラーが表示されてしまいます

A FirefoxでPDFファイルを開いて印刷しようとした際に

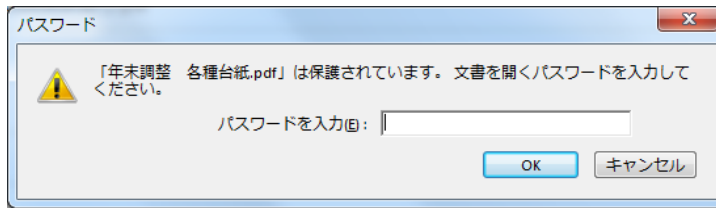
「印刷中に予期せぬ問題が発生しました。」などのエラーメッセージが表示されることがあります。

Web年末調整申告サービスではPDFファイル閲覧にAdobe Reader/Adobe Acrobat Readerを推奨しています。

PDFファイルはAdobe Reader/Adobe Acrobat Readerで開いてから印刷してください。

Q4-4. PDFファイルを開こうとするとパスワードの入力欄が出てきてしまい、開けません

A Web年末調整申告サービスでは、ダウンロードするPDFファイルをパスワードで保護することができます。パスワードで保護されたPDFファイルを開こうとすると、以下のようにパスワードの入力を求められます。お使いのソフトウェア、バージョンによってメッセージは異なります。



ダウンロード済みのPDFファイルに設定済みのパスワードを取り除くことはできません。
ダウンロード済みのPDFファイルのパスワードを忘れてしまった場合は、
下記の手順で新しいパスワードを設定するか、パスワードで保護しない設定に変更後、
PDFファイルをダウンロードしなおしてください。

- ① Web年末調整申告サービスにログインし、左側のメニューから[個人環境設定]ボタンをクリックします。



② 「個人環境設定」画面が開きます。

「ダウンロードするPDFファイルにパスワードを設定しますか？」のラジオボタンで「設定する」が選択されている場合は、PDFファイルをパスワードで保護する設定が有効になっています。

以下のいずれかの操作を行い、[更新]ボタンを押してください。

【A】パスワードを変更したい場合

「設定する」の右側の入力欄に新しいパスワードを入力してください。

【B】パスワードによる保護を無効にしたい場合

「設定しない」を選択してください。

The screenshot shows the '個人環境設定' (Personal Environment Settings) page. On the left sidebar, there are buttons for '申告書情報確認', '台紙印刷', and '個人環境設定'. The main content area has a 'パスワード変更' (Change Password) section. It contains three radio button options: '設定する' (Set), '設定しない' (Do not set), and '設定しない' (Do not set). The '設定する' option is selected. Below these options are three more radio button options: '設定する' (Set), '設定しない' (Do not set), and '設定しない' (Do not set). The '設定する' option is selected. At the bottom of the form is a blue '更新' (Update) button. An orange callout bubble points to the '設定する' radio button with the text '設定する、設定しない'. Another orange callout bubble points to the '更新' button with the text '更新'.

③ 「個人環境設定」画面に「変更が完了しました。」と表示されれば、設定完了です。

手順②で「【A】パスワードを変更したい場合」の操作をおこなった場合は、設定完了以降にダウンロードしたPDFファイルが新しいパスワードで保護されます。

手順②で「【B】パスワードによる保護を無効にしたい場合」の操作を行った場合は、設定完了以降にダウンロードしたPDFファイルはパスワードで保護されません。

The screenshot shows the '個人環境設定' (Personal Environment Settings) page. At the top of the main content area, a red box highlights the message '変更が完了しました。' (Change completed). An orange callout bubble points to this message with the text '変更が完了しました。'. The rest of the page is the same as the previous screenshot, showing the 'パスワード変更' section with the '設定する' option selected and the '更新' button at the bottom.

Q5. 用語について

Q5-1. 年末調整とは？

A 会社など給与の支払者は、役員又は使用人に対して給与を支払う際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行っています。

しかし、その年1年間に給与から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額は、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。

このため、1年間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額を一致させる必要があります。

この手続を年末調整といいます。

年末調整時に以下の控除を申告する事で所得控除額が決定します。

- 扶養控除(扶養する者がいる場合58万円など)
- 配偶者特別控除(配偶者の所得によって異なる)
- 生命保険料控除(生命保険料として支払った一定金額)
- 地震保険料控除(地震保険料として支払った一定金額)
- 社会保険料控除(年金や健康保険料として支払った金額)
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン残債の一定金額)

など

Q5-2. 戸籍上の配偶者とは？

A 同じ戸籍に登録されている(婚姻届が受理されている)配偶者です。

離婚している(離婚届が受理されている)場合や内縁の場合は該当しません。

Q5-3. 収入と所得の違いは？

A 収入とは、総支給額から非課税額(交通費等)を差し引いた額。

所得とは、

- 給与収入のみの方
収入から給与所得控除額を差し引いた額。(給与所得)
- 年金収入のみの方
年金収入から公的年金等控除額を差し引いた額。(雑所得)

所得見積額とは、

- 給与収入のみの方
収入から65万円を差し引いた額。
- 年金収入のみの方(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下)
65歳未満の方は、年金収入から60万円を差し引いた額。
65歳以上の方は、年金収入から110万円を差し引いた額。

Q5-4. 配偶者控除とは？

- A** 配偶者控除とは、あなたと生計を一にする配偶者で年間の合計所得金額が58万円以下である場合に、あなたの所得金額の合計額から配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。
- 但し、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合、または配偶者の合計所得金額が58万円を超える場合は配偶者控除は受けられません。
- 配偶者の所得が給与所得のみである場合、当年中の給与の収入金額が123万円以下であれば合計所得金額は58万円以下となり配偶者控除が受けられます。

Q5-5. 配偶者特別控除とは？

- A** 配偶者特別控除とは、あなたと生計を一にする配偶者で年間の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合に、あなたの所得金額の合計額から配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。
- 但し、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合、または配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合は配偶者特別控除は受けられません。
- 配偶者の所得が給与所得のみである場合、当年中の給与の収入金額が201万5999円以下であれば合計所得金額は133万円以下となり配偶者特別控除が受けられます。

Q5-6. 保険料控除とは？

- A** 保険料控除には、以下の控除があります。
- 生命保険料控除
一定の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。
 - 地震保険料控除
特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。
 - 社会保険料控除
あなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合などに受けられる所得控除です。
※ 給与から控除される社会保険の申告は必要ありませんので、入力しないでください。
 - 小規模企業共済等掛金控除
あなたが小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に受けられる所得控除です。

Q5-7. 社会保険とは？

A 年末調整に関係のある社会保険とは、主に以下の2種類を言います。

- 健康保険

健康保険法に基づき、主に民間企業の従業員に適用される公的医療保険です。

健康保険法の規定上は厚生労働大臣が幅広い権限を有していますが、

実際の事務は日本年金機構、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任・委託されています。

- 厚生年金

厚生年金保険法等に基づいて、主として日本の民間企業の労働者が加入する公的年金制度です。

「厚生年金保険は、政府が、管掌する」と定められており、厚生労働大臣がその責任者となっています。

実際の運営事務のほとんどは日本年金機構に委任・委託されています。

Q5-8. 住宅借入金等特別控除とは？

A 住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入又は増改築等をした場合で、一定の要件に当てはまるときは、その借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額をその住宅を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するという特例です。

住宅借入金等特別控除の適用を受ける初年度は、確定申告をしなければ控除を受けられませんが、2年目以降は年末調整で税額控除を受けることが出来ます。

初年度に住宅借入金等特別控除の適用を受けるために確定申告をすれば、

税務署から「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」という用紙が送られてきます。